新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月27日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第73号

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則の一部を改正する規則

新潟県工業技術総合研究所機械器具貸付料規則（昭和48年新潟県規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。）を加える。

<table>
<tr><th>改　　正　　後</th><th>改　　正　　前</th></tr>
<tr><td>
別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>機　械　器　具</th><th>貸付料の額（１時間につき）</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>３　測定試験機器
(1)～(146)　（略）
<u>(147)　薄膜硬度計</u></td><td>（略）
<u>〃</u></td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td><td>
別表（第４条関係）
<table>
<tr><th>機　械　器　具</th><th>貸付料の額（１時間につき）</th></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
<tr><td>３　測定試験機器
(1)～(146)　（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td colspan="2">（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
</td></tr>
</table>

附　則

この規則は、平成26年１月４日から施行する。